

第7章 中国の動向

第1節 はじめに

中国政府は2017年7月に、「2030年までにAI（人工知能）技術を世界最先端の水準に引き上げ、関連産業を含め10兆元を超える市場規模に発展させる」という計画を発表した。AI産業の発展を担う人材の育成に取り組むことや、AIの普及が就業構造に与える影響を研究し、それにより失われる職業に就いている労働者の職種転換を支援することも盛り込んでいる。

中国では科学技術の発展を活用したシェアリング・エコノミー（中国語：「分享経済」または「共享経済」）の発展が目覚ましい。シェアリング・エコノミーが普及する中で、労働契約を結ばずに、報酬を得て利用者にサービスを提供する就業者が増加している。こうした人たちが労働者としての権利の保護を裁判で争う事件が起きている。

本章では、中国における技術革新の状況と雇用に与える影響について、政府の方針や研究機関の報告書、マスメディアの報道などから概観する。

第2節 技術革新と雇用

中国政府は労働集約型産業を主体とする成長モデルからの脱却をめざす観点から、AI関連産業を今後の経済成長を牽引するものと重視し、近年その振興策を次々と打ち出している（図表7-1）。科学技術の発展は新たな産業、雇用を生み出す一方で、機械化、合理化によって必要のなくなった雇用を削減する側面もあることが民間企業の報告書やマスメディアの報道等で指摘されている。

1 政府の各種施策

豊かで安価な労働力などにより「世界の工場」として発展を遂げてきた中国は、成長鈍化の時期を迎えている。国家統計局によると、2016年の実質GDP成長率は6.7%と6年連続で1ケタの伸びにとどまった。

それまでのような高度成長が望めない「新常态（ニュー・ノーマル）」といわれる経済状況の下で、政府は「従来の産業のバージョンアップ」とともに、「起業・イノベーションの促進」を産業政策の柱に据えた¹⁵⁶。後者の政策では「大衆創業・万衆創新」（大衆の起業・万民のイノベーション、「双创（ふたつの創）」ともいわれる）というスローガンが掲げられ、起業やイノベーション（事業革新）の促進を一般国民に呼びかけた。2015年6月には政府（国務院）が「大衆創業・万衆創新のさらなる推進の若干の政策措置に

¹⁵⁶ 2015年3月に開かれた全国人民代表大会の「政府活動報告」で、李克強首相がこの2つの政策を「ダブルエンジン」に例え、関連する政策を押し進める方針を示した。

関する意見」を公布し、制度、財政、金融、ベンチャー投資など 10 分野、30 項目の政策を打ち出し、創業に必要な人材の育成や人材移動メカニズムの整備、起業家精神の育成を国民教育に取り入れることや、起業教育・育成制度を全社会で実現することなどを盛り込んだ。

また、国務院は 2015 年 5 月、今後 10 年間で「製造大国」から「製造強国」への転換を目指す戦略「中国製造 2025」を公表した¹⁵⁷。大量の製品を製造し、輸出してきた従来の産業モデルを改め、国際競争力が強く、高度化した、高品質の産業を育成する方針に舵を切ったのである。

具体的には、製造業のイノベーション能力の向上、国際競争力の強化、環境保護技術の開発推進による循環的製造体系の構築、人材育成の重視、といった方針を提示し、発展に向け重点的に取り組む分野として、「次世代情報技術産業」「高度数値制御工作機械・ロボット」「航空宇宙設備」「先進軌道交通設備」「省エネルギー・新エネルギー自動車」「海洋エンジニアリング設備・ハイテク船舶」「電力設備」「農業機械設備」「新素材」「バイオ医薬品・高性能医療機器」の 10 項目をあげた。

さらに 2015 年 7 月には、国務院が「互聯網+（インターネットプラス）行動指導意見」を公布し、様々な産業がインターネットなどの情報通信技術と結びつくことで新たな発展を遂げるための政策を推進する方針を掲げた。

これら 2015 年から唱えられてきた「起業・イノベーションの促進」「産業構造の転換」「インターネット技術の活用・応用」という 3 つの国家戦略は、現在の AI 産業やシェアリング・エコノミー（後述）による新しいサービスの発展の政策的基盤になっている。

¹⁵⁷ 「中国製造 2025」は「中国版インダストリー4.0」ともいわれている。

図表 7-1 中国における主な AI（人工知能）関連施策

発表年月	発表機関	政策名等	主な内容
2015年5月	国務院	中国製造 2025	「製造大国」から「製造強国」への転換を掲げ、「次世代情報通信技術産業」「高度数値制御工作機械・ロボット産業」などを重点分野に設定。
2015年7月	国務院	互聯網+（インターネットプラス）行動指導意見	インターネットと AI の融合を意味する「互聯網+（インターネットプラス）AI」を提唱。
2016年3月	国務院	国民経済と社会発展・第13次五カ年（2016-2020年）計画要綱	AI 関連技術の発展を重要分野に設定。
2016年5月	国家発展改革委員会など	インターネットプラス AI 三年行動実施方案	2018年までに1,000億元レベルのAI活用市場を創出する目標を設定。
2016年6月	国家発展計画委員会など	ロボット産業発展計画（2016-2020年）	ロボット産業のイノベーション向上、国際競争力強化などの目標を設定。
2017年7月	国務院	次世代 AI 発展計画	2030年までに関連産業を含めて10兆元を越す規模のAI市場を創出。
2018年3月	国務院	政府活動報告	次世代 AI の研究開発・応用を強化すると表明。

2016年3月の全国人民代表大会（中国の国会に相当）で採択された「国民経済と社会発展・第13次五カ年（2016-2020年）計画」では、「AI 関連技術の発展」が重要な政策分野に設定された。さらに翌2017年3月の全国人民代表大会で李克強（リー・クーチアン）首相は「AI の技術開発と実用化を加速する」という方針を表明した。

国務院が2017年7月に発表した「次世代人工知能（AI）発展計画（以下「発展計画」という）」は、2030年までにAI技術を世界最先端の水準に引き上げ、関連産業を含め10兆元を超える市場規模に発展させる目標を掲げたものである¹⁵⁸。AI産業の重点分野として、ソフトウェア、ハードウェア、オペレーティングシステムの開発、具体的には産業用ロボットや自動車の自動運転、自動翻訳の技術の発展などをあげている。

発展に向けては三つの段階を踏む。まず2020年までにAIの全体的な技術、または応用技術を世界で先進的な水準にする。AI産業は経済成長の源になり、国民生活の改善を

¹⁵⁸ 2017年12月1日発表の『人工知能白書（人工智能白皮书）』によると、世界のAI関連の支出は2020年に2,758億元に達し、中国はその約12%（325億元）を占める見通しである（新華網2017年12月1日、同年12月19日閲覧）。

もたらず。次に 2025 年までに AI の基礎理論の研究を進展させ、一部の技術、応用技術が世界をリードする水準になる。AI は産業のレベルアップと経済のモデルチェンジをけん引する原動力になる。最後に、2030 年までに AI の理論・技術・応用が世界最先端の水準に達し、中国が AI イノベーションの中心になるという構想を描いている^{159,160}。

中国国内では AI 技術を活用した「無人スーパー（コンビニ）」が実用化されはじめている。中国共産党の機関紙である人民日報のウェブサイト「人民網」（日本語版）によると、「無人スーパー」の利用者はスマートフォン（スマホ）の画面に、事前に取得した QR コード（二次元バーコード）を表示させて入口の機器にかざすと、システムがユーザー情報を読み込みドアが開く。このとき顔認証も行なわれ個人が識別される。商品を選んでレジ台に置くとそれぞれの商品の情報が認識され、スマホで決済することができる¹⁶¹。

2017 年 6 月には「中国人工知能産業革新連盟」が北京で発足した¹⁶²。この連盟は中国電子情報産業発展研究院が約 200 団体と共同で設立したもので、AI 分野のソフトウェア、ハードウェア製品を開発・生産する IT 企業やそれを利用する企業、投資機関、研究機関などが参加している。AI 産業発展のため参加団体が協力する枠組みとなり、「中国人工知能革新発展基金」も創設することとした。

中国各地には AI 産業の開発を担う研究機関などの集積地「AI タウン」が形成されている。2017 年 7 月には浙江省杭州市や天津市で AI タウンが稼動した¹⁶³。

2017 年 10 月の中国共産党大会では、習近平（シー・チンピン）総書記が「新時代」に入ったとして、「先進製造業の発展を加速し、インターネット、ビッグデータ、AI と実体経済の深い融合を促す」との方針を表明。翌 11 月には、国務院科学技術部、国家発展改革委員会、財政部、教育部、工業・情報化部など 15 部門が「次世代人工知能（AI）発展計画推進弁公室」を設立し、計画推進の実務を担うと発表した¹⁶⁴。またこの計画では、バイドゥ（百度）が自動運転、アリババ・クラウド（阿里雲）が都市管理（スマートシティ）、テンセント（騰訊）が医療、アイフライテック（科大訊飛）が音声認識というように、大手 IT 企業が担当分野を決めてそれぞれ AI の開発に取り組むことになった¹⁶⁵。その後、2018 年 3 月に開かれた全国人民代表大会での李克強首相による「政府活動報告」でも「次世代 AI の研究開発・応用を強化する」との政策を盛り込んでいる。このように産学官が連携して AI の発展をめざす枠組みが次々と設けられている。

¹⁵⁹ 人民網日本語版（2017 年 7 月 21 日、同年 12 月 12 日閲覧）

¹⁶⁰ 邵永裕「世界の最先端を目指す中国の人工知能発展戦略の展開と将来展望—「次世代人工知能中長期発展計画」の策定実施と市場動向を中心に（上）」MIZUHO CHINA MONTHLY 2017 年 9 月号

¹⁶¹ 人民網日本語版（2017 年 8 月 28 日、同年 12 月 12 日閲覧）

¹⁶² 中国新聞網（2017 年 6 月 21 日、同年 12 月 14 日閲覧）

¹⁶³ 科技日報網（2017 年 7 月 3 日及び 13 日、同年 12 月 14 日閲覧）

¹⁶⁴ 人民網（11 月 16 日、12 月 18 日閲覧）

¹⁶⁵ 人民網（11 月 16 日、12 月 18 日閲覧）

2 雇用への影響

米国のビジネス特化型 SNS「LinkedIn」が 2017 年 7 月に発表した『グローバル AI 人材報告』¹⁶⁶によると、2017 年第一四半期の全世界の AI 技術者は 190 万人を超える。アメリカが 85 万人と最も多く、中国は 5 万人で世界第 7 位となっている。中国の AI 技術者の約 7 割が北京と上海に集まっている。

米国のコンサルティング会社マッキンゼー・アンド・カンパニーの研究部門であるマッキンゼー・グローバル・インスティテュート（MGI）が 2017 年 6 月に発表した報告書「人工知能——次世代のデジタル・フロンティア？」¹⁶⁷によると、2016 年に全世界の AI に対する投資の 17%を中国が占め、アメリカ（66%）に次ぐ水準になっている。

コンサルティング業の多国籍企業アクセンチュアは 2017 年 6 月に大連で開かれた世界経済フォーラム「夏季ダボス会議」で、「中国の経済成長を後押しする人工知能」¹⁶⁸というテーマのレポートを発表した。それによると、AI のサポートで労働者は時間を有効活用できるため、2035 年までに中国の労働生産性は 27%向上する可能性がある。また、ビジネスモデルの転換や新たな分野の成長によって、同年までに中国の経済成長率を 7.9%押し上げる見通しだとしている¹⁶⁹。

一方、AI の普及が既存の雇用を奪うおそれもある。人民網では翻訳や運転、警備、カスタマーサービス、家事、会計などの職業について、AI によって将来的に代替される可能性があることを指摘している¹⁷⁰。

また、AI ビジネスが成功して豊かになる者がいる一方で、AI 技術の浸透によって失業を余儀なくされる者が生まれ、国内の貧富の格差が拡大するのではないかと指摘する意見が出されている。

マッキンゼー・チャイナが 2017 年 3 月に発表した報告書「人工知能の未来」¹⁷¹は、単純作業は人口知能で代替されて需要が減少するため、雇用の場を失う低スキルの労働者と、高需要のデジタルスキルを持つ者との間で所得格差が拡大するとの見方を示している。

中国のニュースサイトなどにもこうした意見が少なからず掲載されている。「自動化は所得格差を拡大し、経済的不平等をもたらす可能性がある（テンセント網）¹⁷²」、「多くの女性は人工知能で代替できる仕事に就いていて、代替できない管理職のポストに就

¹⁶⁶ 領英（2017）

¹⁶⁷ Mckingsey Global Institute（2017）

¹⁶⁸ 埃森哲（2017）

¹⁶⁹ 中国網日本語版（2017 年 6 月 29 日、同年 12 月 15 日閲覧）

¹⁷⁰ 人民網日本語版（2017 年 8 月 18 日、同年 12 月 15 日閲覧）

¹⁷¹ 麦肯锡中国（2017）

¹⁷² テンセント網（2017 年 4 月 16 日、同年 12 月 18 日閲覧）

いている人は少ない。人工知能の普及は男女間の貧富の格差を広げる（毎日頭条）¹⁷³、「ほとんどの経済学者は、技術の進歩が世界の貧富の格差を拡大させるとみている（雷鋒網）¹⁷⁴」などである。

以上のような懸念があることから、「発展計画」はAI産業の発展を担う人材の育成に取り組むことに加え、人工知能の普及が就業構造に与える影響を研究し、それにより失われる職業に就いている労働者の職種転換、職業訓練を支援することも盛り込んでいる¹⁷⁵。

第3節 シェアリング・エコノミーの普及と労使関係

中国では技術革新を活用したシェアリング・エコノミーが著しく発展している。政府はシェアリング・エコノミーのサービスの進展が経済の活性化だけでなく、新たな雇用を生み出すことに期待している。だが、こうしたサービスで働く労働者を現在の労働法や社会保障がカバーしきれず、その権利の保護をめぐる裁判になるケースが生じている。

1 シェアリング・エコノミーの種類

2017年2月に国家情報センター・シェアリングエコノミー研究センターと中国インターネット協会シェアリング・エコノミー工作委員会が発表した「中国シェアリング・エコノミー発展報告2017」¹⁷⁶によると、2016年にシェアリング・エコノミーのサービスを利用または提供する者は6億人で前年より1億人増加。このうち、プラットフォーム（サービスを提供する基盤となる仕組み）の開発・管理などの業務に就いている者は585万人、そのプラットフォームのもとで実際に顧客へサービスを提供している者は6,000万人に達している。たとえば、タクシーのネット予約サービスの場合、サービスを提供するアプリケーション等の開発・管理などの業務に従事する者が前者、そのサービスに登録するなどして運転のサービスを実際に提供する者が後者にあたる。

また、同年のシェアリング・エコノミーの総取引額は約3兆4,520億元、融資額は約1,710億元にのぼった。それぞれ前年に比べて103%、130%増加している。

シェアリング・エコノミーの成長を政府も後押しする。李克強首相は2017年3月、全国人民代表大会の「政府活動報告」で、シェアリング・エコノミーの発展を支援する

¹⁷³ 毎日頭条（2017年4月7日、同年12月18日閲覧）

¹⁷⁴ 雷鋒網（2017年3月28日、同年12月18日閲覧）

¹⁷⁵ 「発展計画」は「人工知能がもたらす就業構造や就業形態の変化、新しい職業、職場で求められるスキルに関する研究を加速し、社会経済の知識の需要に適応した教育・職業訓練体系を確立する。高等教育機関、職業学校、職業訓練機関などでの人工知能に関する技能訓練の展開を支援し、従業員の専門能力を大幅に向上させる。企業での技能訓練を奨励する。人工知能によって代替される単純作業の従事者が転職できるよう、再就職訓練を強化する。」と記述している。

¹⁷⁶ 国家信息中心分享经济研究中心・中国互联网协会分享经济工作委员（2017）

方針を明確化した¹⁷⁷。

また、10月の中国共産党大会における習近平総書記の「政治報告」でも、新たな成長を生み出す分野のひとつとして、シェアリング・エコノミーをあげている¹⁷⁸。

中国で盛んなシェアリング・エコノミーには、乗用車による人員輸送(タクシー運転)、自家用車の運転代行、調理、宅配、宿泊などのサービスなどがある。企業がプラットフォームを開発・提供して、サービスを提供したい者と、利用したい者がそれぞれ登録し、スマートフォンのアプリケーション(プログラム)を通してマッチングする方法が主にとられている。

「自転車のシェアリング」も浸透している。このサービスは、利用者がGPS(全地球測位システム)で、企業が用意した、近くにある自転車を検索し、事前に登録して取得した認証システムでロックを解除して乗車するものである。

人民網日本語版によると、自転車のシェアリングによって約10万人の雇用が新たに創出されたという。プラットフォームの担当者が約8,000人、シェアリング用自転車向けスマートロック(施錠)システム製造の従業員が約1万人、自転車製造の従業員が約4万2,500人、物流配送の従業員が約5,000人、運営メンテナンス担当者が約3万5,000人である¹⁷⁹。

政府はこうした事業の発展が経済成長を促すとともに、イノベーションや創業により、新たな職種、職場が生まれることを期待している。

2 「ネット配車サービス」の合法化

シェアリング・エコノミーのネット配車(タクシー)サービスは、2016年7月に交通運輸部など¹⁸⁰が「インターネット予約タクシー経営サービス管理暫定弁法」(以下「弁法」という)を公布したことで、一定の条件のもとで合法化された。具体的な運用方法は地方政府が定めることとしている。

弁法はネット配車サービスを「インターネット技術を利用してサービスシステムを構築し、需給情報を統合し、条件に合致する車両及び運転者を使用して、流しではない予約タクシーのサービスを提供する経営行為」と定義した。こうしたサービスを提供する会社には「経営許可証」の取得を義務づける。

また、会社は「サービスを行う運転者が合法的な従業資格を有することを保証しなけ

¹⁷⁷ 李首相は「シェアリング・エコノミーの発展をサポート・リードし、社会資源の利用効率を高め、人民大衆の生活を便利にする。」と述べている(人民網日本語版2017年3月8日、同年12月19日閲覧)。

¹⁷⁸ 中国政府網(2017年10月27日、同年12月19日閲覧)

¹⁷⁹ 人民網日本語版(2017年9月14日、同年12月19日閲覧)

¹⁸⁰ 工業・情報化部、公安部、商務部、国家工商行政管理総局、国家品質監督検査総局、国家インターネット情報弁公室と共同で公布した。

ればならず、関連の法律法規の規定に従い、業務時間の長さやサービス頻度等の特徴に基づいて、運転者との間で様々な形式の労働契約または「協定（協議、合意書）」を締結して、双方の権利と義務を明確にしなければならない」との原則を示した。

さらに、会社に対して「運転者の合法的な権益を保護、保障し、法律法規、職業道徳、サービス規範、安全な運営等について着任前研修と日常的教育を実施」することも定められている。

運転者に対しては「対応する許可車種の自動車運転免許を取得して、3年以上の運転経験がある」「交通事故や危険運転の犯罪歴、薬物摂取歴、飲酒運転歴がない」「暴力犯罪歴がない」などの条件を設定。各地の行政部門が企業からの申請を通して審査し、合格者に「ネット運転タクシー運転者証」を発行する¹⁸¹。

弁法は労働契約を結ばずに「協定」のもとで働くシェアリング・エコノミーの就業形態を追認したものといえる。

国家発展改革委員会など8部門¹⁸²が2017年7月に公布した「シェアリング・エコノミーの発展の促進に関する指導意見」には、「シェアリング・エコノミーの特徴に合った、就業者の社会保険への加入措置を検討し、その権益の保障を強化する」ことが盛り込まれている。具体的な内容は今後、各地方などで検討されていくものとみられる。

3 シェアリング・エコノミーの裁判例

シェアリング・エコノミーが普及する中で、労働契約を結ばずに報酬を得て利用者にサービスを提供する就業者が増加している。こうした労働者を現在の労働法や社会保障制度はカバーしきれていない。このため、シェアリング・エコノミーで働く人たちが権利の保護を求めて裁判で争うケースが生じている。

¹⁸¹ ネット配車サービスで使用する車両についても、(1) 7席以下の乗用車であること、(2) ドライブレコード機能を有する車両衛星測位システム、緊急警報装置が設置されていること、(3) 車両の技術性能が運営安全関連基準の要件を満たしていること、という条件を設けている。行政部門の審査で合格した車両に「ネット予約タクシー運輸証」を発行する。

¹⁸² 国家発展改革委員会と党中央ネットワーク安全・情報化指導グループ、工業・情報化部、人力資源・社会保障部、国家税務総局、国家工商行政管理総局、国家品質監督検査総局、国家統計局が共同で発表した。

図表 7-2 シェアリングサービスでの労使関係の認定をめぐる裁判

事件名	裁判所	判決日	判定
(1) 庄燕生と北京億心宜自動車技術開発サービス有限公司の労働争議事件	北京市第一中級人民法院	2014年 9月4日	労使関係なし
(2) 王哲拴と北京億心宜自動車技術開発サービス有限公司の労働争議事件	北京市第一中級人民法院	2015年 2月11日	労使関係なし
(3) 孫有良と北京億心宜自動車技術開発サービス有限公司の労働争議事件	北京市第一中級人民法院	2015年 2月12日	労使関係なし
(4) 張勇と北京億心宜自動車技術開発サービス有限公司の労働争議事件	北京市石景山区人民法院	2016年 7月28日	労使関係なし
(5) 調理師7名と上海樂快情報技術有限公司の労働争議事件	北京市朝陽区人民法院	2017年 7月3日 法制日報報道	労使関係認定

図表 7-2 の (1) ~ (4) は、配車サービス会社を通して「運転代行」を行っていたドライバーが、会社側に協定（中国語：協議）を解除されたのは、労働契約の解除に相当するとして、労働関係（労使関係）¹⁸³の認定、（労働契約解除にともなう）経済補償金¹⁸⁴の支払いなどを求めて会社を訴えた事件である。

運転代行は飲酒後などの自家用車の運転を代行するサービスである。利用者はスマートフォンで近くにいる運転代行の登録者を見つける。運転代行する者は自転車などで指定された場所に駆けつけ、利用者の自動車の運転を代行する。

2005年5月に当時の労働・社会保障部が公布した「労働関係の確立に関する事項についての通知」（以下「通知」という）は、使用者が労働者を採用する際に、書面による労働契約を締結しなくても、以下にあげる状況に同時に該当する場合は労働関係（労使関係）が成立すると規定している。

- ①使用者及び労働者が法律、法規に定められた主体となる資格を有する。
- ②使用者の設定した内部規定が労働者に適用され、労働者が使用者の労働管理を受け、使用者の手配した報酬のある労働に従事している。
- ③労働者の提供する労働が、使用者の業務の構成部分である。

¹⁸³ 社会主義社会の中国では、使用者と労働者の利害対立は解消され、働く者はみな平等に、労働者階級に属するとの認識を背景に、「労使関係」の代わりに「労働関係」という包括的な意味合いの言葉が公式には用いられている。「労働関係」は「労使関係」の意味で事実上使われていることから、本稿では「労使関係」を用いる。

¹⁸⁴ 労働法（第28条）は、企業が労働契約を解除する場合、退職者に経済補償金を支払うことを義務付けている。

また、使用者と労働者が労働契約を締結していなくても、当事者間に労使関係が存在することを認定するためには、以下の証拠を参照することができるとしている。

- ④賃金支払いの証拠又は記録（従業員賃金支給名簿）、各種社会保険料の納付記録。
- ⑤使用者が労働者に配布した「従業員証」「服務証」などの身分を証明できる証明書。
- ⑥労働者が記入した従業員募集時の「登録表」「応募表」などの記録。
- ⑦出勤記録。
- ⑧他の労働者の証言等。

上記の事件で原告のドライバーは、会社の提供したユニフォーム、作業証、委託代行の「協定」、代行サービスをした証書などの証拠を提示し、仕事に自主性や柔軟性はあるが、会社に管理されている関係が存在するので、労使関係を認定すべきだと主張した。

これに対して裁判所は通知に基づき、働く場所が固定されていないこと、労働時間を自分でコントロール（中国語：掌握）できること、会社から月ぎめの報酬を受け取っていないこと、「作業証」とユニフォームの提示は証拠として不十分なことを指摘し、労使関係の存在を認定しないとの判断を相次いで示した。

一方、(5)の調理師らに対する判断では、労使関係の存在を認定した。この事件の当事者である会社は、登録した調理師らが一般家庭を訪問して調理を行うサービスを提供している。原告は同社と「提携契約書」を取り交わし、月5,000元の報酬を得て、10時から18時まで一般家庭を訪問して働いていた。書面による労働契約は結ばず、社会保険料は支払っていない。残業代も支払わず、有給休暇は付与していない。

会社がこの調理師らとの「提携契約」を解除したのに対し、調理師らは会社との間に労使関係が存在すると主張し、労使関係の解除に対する「経済補償金」や、残業代、社会保険料の支払いなどを求めた。会社側は、調理師らとの間に労使関係は存在しないと反論した。

裁判所は、会社がネットプラットフォームを提供し、調理師らが技能を提供するという両者の関係は労使関係の特徴と一致しており、そこには労使関係が存在するとの見解を示し、1万円の賠償金の支払いを会社に命じた。

シェアリングサービスの代行運転者が交通事故を起こしたときの、会社側の賠償責任をめぐる裁判も争われている。

表7-3の(6)及び(8)の事件で裁判所は代行運転を「職務行為」と認定し、会社側の責任を認めた。一方、(7)の事件で裁判所は、代行運転者と会社の「協定」で、交通事故の際の責任は代行運転者個人に属するものとの取り決めがなされていたことから、第三者である会社は責任を負わないとの判断を示している。

図表 7-3 シェアリング・エコノミーでの事故賠償責任をめぐる裁判

事件名	争議内容	裁判所	判決日	結果
(6) 趙宝春らと北京億心宜自動車技術開発サービス有限公司との自動車交通事故責任紛争処理事件	交通事故責任認定	北京市第二中級人民法院	2015年 2月11日	運転者の代行行為は職務行為であり、会社は賠償責任を負う。
(7) 李永忠と北京億心宜自動車技術開発サービス有限公司とのサービス契約トラブル処理事件	事故車両の修理費用の請求	広州市海珠区人民法院	2014年 10月15日	会社は代行サービス情報を提供するものであり、運転者は個人として事故責任を負う。
(8) 陶新国と魯能集団有限公司上海子会社、北京億心宜自動車技術開発サービス有限公司などとの自動車交通事故責任紛争処理事件	交通事故責任認定	上海市浦东新区人民法院	2015年 3月9日	運転者の代行行為は職務行為であり、会社は雇用主としての責任を負う。

このほか、「配車アプリ」滴滴出行（ディディチューション）のタクシーが交通事故を起こした際の被害者への賠償責任をめぐり、裁判所（北京市海淀区人民法院）が運転者と会社との間に労使関係があることを認め、会社などに賠償金の支払いを命じた事件もある¹⁸⁵。シェアリング・エコノミーで働く労働者の責任や権利をめぐる裁判は今後も増えていくとみられる。

第4節 おわりに

これまでの労働集約型ないし重厚長大型の製造業を原動力とする高度成長が望めない経済情勢の中で、中国政府は次代の発展を担う産業として AI に注目・期待している。2016年以降、AIに関する数多くの方針が打ち出され、党・政府首脳が折に触れて同分野の産業育成・振興の重要性を訴えている。AI産業の発展はその開発・製造などを通じて新たな雇用を生み出す一方で、機械化・自動化・合理化の普及が既存の雇用（主に単純作業）を奪う側面も否定できない。このため政府は AI の普及で代替されるような職種に就いている労働者が失業しないよう、職種転換などの訓練に力を入れる考えを示している。

中国における情報通信技術の発達、シェアリング・エコノミーによるさまざまなサービスの発展という果実を国民にもたらした。だが、こうしたサービスに従事する者が労働契約を結ばずに働き、既存の労働法制や社会保障制度でカバーしきれないという弊害が生じており、その権利を保護する仕組みが必要となっている¹⁸⁶。

¹⁸⁵ 人民網（2016年12月6日、同年12月28日閲覧）

¹⁸⁶ 中国のシェアリング・エコノミーにおける労働法上の問題については仲（2018）に詳しい。

参考文献

仲琦（2018）「中国におけるシェアリング・エコノミーの利用状況と労働法上の問題」

Business Labor Trend, 2018 June, 18-27 頁。

麦肯锡中国（2017）『中国人工智能的未来之路』2017年3月。

麦肯锡（2017）『「2017年全球AI报告」』2017年7月。

国家信息中心分享经济研究中心・中国互联网协会分享经济工作委员会（2017）『中国分享经济发展报告 2017』2017年2月。

领英（2017）『全球AI领域人才报告』2017年7月。

埃森哲（2017）『人工智能：助力中国经济增长』2017年6月。

Mckinsey Global Institute（2017）Artificial Intelligence: The Next Digital Frontier?,
June 2017.